

参議院通信委員会會議録第十七号

昭和三十九年四月二十一日(火曜日)

午前十一時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

光村 甚助君	鈴木 恭一君	寺尾 豊君	野上 元君	郡 祐一君	白井 勇君	最上 英子君	谷村 貞治君	久保 等君	永岡 光治君	横川 正市君	須藤 五郎君	郵政大臣 古池 信三君	郵政事務次官 金丸 信君	郵政大臣官房長 武田 功君	郵政省電波 監理局長 宮川 岸雄君	事務局側 常任委員 倉沢 岩雄君 会専門員
--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------------	--------------	---------------	-------------------	--------------------------

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

○白井勇君 私、二、三伺つてみたいと思つてますが、まず最初に、非常にこれはどうでもよいような問題でありまして、百二条の十という規定です、あまり見かけないような条文ですが、特にこの規定というものを設けなければならぬ理由というものはどこにあるのか、ちよつとわからないのですが、こういう条文というものは、私の知っている限りにおきましては、たとえば中小企業基本法ですか、あの二十六条なんか、たしか、国と地方公共団体はこういうことにつきまして相協力しなければならぬといううな規定があるんですね。国と地方公共団体ですから、これはそういうことも必要かと思つておられます、中央官庁同士の間におきまして特にこういううな規定を設けなければならぬという、何かやつぱり根拠があるんじゃないかと思つておられます、これはどういふことでしょうか。

○政府委員(宮川岸雄君) このたびの法律が電波というものを使得ておりますもの、その目的遂行ということ、建築物と申します重要な一つの私権でございますが、それとの調和ということをはかった法律でございますので、しかも、こういうような法律につきまして、まああまり従来例もない新しい法律でございます。したがって、こ

ういうような法律の実際の施行にあたりまして、よく免許人と建築主との間の円滑な相互理解というものがなければ、この法律の実施がうまくいかないということもいろいろ考えられるわけでございます、そういうようなことから、特に郵政大臣と建設大臣が実際の施行に際しまして、たとえば建築の届け出があつたというような場合に、建築側のほうにおきまして、電波法でこういうことになつてゐるから、電波法の電波のほうの問題に關しても、郵政大臣のほうに届け出をしたかといううなことをよく指導するとか、そういううな相互の遂行に際しての協力、そういううな意味合いでこういうことを入れた次第でございます。

○白井勇君 具体的に私は、どういふことを考えてみたんですけれども、うなことを考えてみたんですけれども、ね、たとえば、百二条の二から八までの間というものは、伝搬障害防止地区の指定の問題であります、高い建築物の届け出の問題であるとか、あるいは届け出をさらに郵政大臣が命令するとか、あるいは高層部分の工事の制限であるとか、そういううなことで、もしそれがいまお話しのように、はつきりするといふことになりますれば、建設大臣と、何といひますか、共管するようになつてくといふのが一番徹底するのじゃないかという感じがするのですが、共管でもない。ただこのことについては相協力をするのだといううな規定で実はどれだけの効果があ

あるものかといふことに、私は非常に疑義を持つわけなんです。なぜ、それなら共管なんかにしないのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 建築基準法によりまして、もちろん建築関係の権利義務が規定されるわけでございますが、電波法によりまして、電波の使用権といふものの権利義務というものが規定されるわけでございます。その調和をはかる意味合いにおきまして、この電波法の今度、改正をお願いしてゐるわけでございます。それぞれの主管に基づきまして、電波の問題は郵政大臣、建築の問題は建設大臣ということ、特に共管とする必要はないと存じます。また、法律の立て方もそういうふうになつてゐる次第でございます。すけれども、ただ、先ほど申しましたうな実際の施行につきまして、それぞれ、先ほど申しましたように、建設大臣のほうへ建築の届け出があつた場合に、郵政大臣のほうに、電波のほうにこういううな問題があるから、法律にももう定まつてゐるからよく連絡をしたかどうかといううなことで、またさらには、この法律によりまして、両当事者の間でいろいろ協議が行なわれるといふうな段階になつたといふうなことで、そういううなことをお互いに申しますが、郵政大臣から建設大臣のほうに通報するといふうなことは、やはりこの法律の実際の施行を円滑にする上に必要であらうといふことで入れたのでございまして、別に両管にするとか、そういうう

なことを予測したとか、あるいは、そういううな含みがあるとかといふうなことでここに書いたのではございません。

○白井勇君 非常に軽いような意味合いのようですが、その次の問題は、百二条の二の問題ですね、この(伝搬障害防止区域の指定)ですけれども、いまだどういふうなことを具体的に考えていらつしやいますのか、たとえば東京全体とか、大阪であるとかといふうな、相当広範な区域を当初から指定されるうなかつたうな区域になるのか、いま考えていらつしやいます地帯といふものは、大体どういふ区域が指定されるお見通しなんでしょうか。

○政府委員(宮川岸雄君) マイクロウェーブの通過してありますものは別に都心だけに限りませんが、全国に及んでゐるわけでございます。重要通信の疎通といふ問題は、どういふところが切れても、やはり全国的な疎通がとまるわけでございますので、やはりこの指定といふことは、全国的にしていかなければならぬといふたてまえをとつておられます。ただし、非常に山間部等におきまして、そういうところには建築物はほとんどできる見込みもないと考えられるようなところにつきましては、指定しない場合もあり得る、そういううな考え方でおられます。

本日の會議に付した案件
○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○連合審査会開会に關する件
○委員長(光村甚助君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

域の指定という区域とは、必ずしも相一致しないわけですね。

○政府委員(宮川岸雄吉) 今度の法律の改正は、容積地区指定というような建築基準法の改正を機会に考えたことと、従来からやり、建築物とマイクロウェーブの問題というのはいままでもございましたし、それはそれなりに解決をはかってきているわけでございます。今後、この建築基準法改正の機会に高層建築物が非常に出てくるということと同時に、マイクロウェーブの使用ということも今後非常に多くなるということを考えまして、この機会にこういうようなことを考えたのでございまして、容積地区だけを指定するというような考え方には立っていない、むしろそれを機会に、そういうようなケースを想像いたしまして、電波による重要通信の疎通をあくまで確保しようという考え方によってつくったものであります。

○白井勇君 それで私、はっきりしたのですけれども、一番最初大臣が述べられました提案理由によりますと、こう言っているのですね「第二点といましては、昨年の建築基準法の一部改正によりまして、新たに容積地区の制度が設けられ、この地区内では、三十一メートルという従来の高さの制限を受けない高層建築物の建築が予想されますので、この機会に」と、こういうのですから、まあその地区だけに限るといふ意味ではないかもしれませんが、ちょっと当初、容積地区だけに限定されるのかと、私はこう考えておったのですが、いまの話でよくわかりました。いろいろ調べてみても、いまの建築基準法によりま

しても、何もその容積地区というものに限らずに、特例で幾らでも高い建物は建てられぬのです。たとえてみれば、五十七条の建築物の高さの限度のところのただし書きによりますれば、これは何も容積地区に限らずに、幾ら高い建物を建て得る特例が認められているわけですよ。それからもう一つ、五十九条の二に特定街区という規定がありまして、これによりますと、今度の容積地区になりますれば、平均の十倍、最高ですか、そういう十倍とかなんとかという、制限なしに幾らも建てられるのです。ですから、やっぱりいまのお話のように、何も容積地区に限らず、必要なところは全般に及んでこういう障害地区を指定する、こういうことになるのです。これでよく私わかったのですが。

それから今度の三十一メートル以上の建物が建つので、従来電波伝搬路として認められておりましたものが、いろいろ障害を受けるという場合、これは法律的にいえば、いろいろ理屈があるのかもしれないけれども、非常に常識的に考えてみますと、建築基準法で三十一メートルという一つの制限がある。そうしますと、おたくのほうでその免許を与えます場合も、そういう頭のもとに伝搬路というものを承認しておるわけですね。ところが、今度法律改正によって、それが障害を受けてくる、そうしますと、免許人の立場としてしましては、それなら何かどこかで埋め合わせをせよという、あるいは補償してくれとか、賠償してくれとかいうようなことは、当然これはあつてしかるべきものだと思うのですけれども、今度の法律によりますと、そう

いうことは何もないわけですね。そこらあたりは、これは話し合いによってあれですか、賠償してもらえとか、弁償してもらえとかいうようなことは考えられるんですか。

○政府委員(宮川岸雄吉) 従来は確かに、先生の御指摘のように、三十一メートルという建築基準法の制限がございまして、まあそういう建築物の建つおそれのある地域におきましては、当然免許人のほうから、三十一メートルをこえる高さにおいて無線通信路を設定するように届け出が、申請があつたわけでありまして、われわれもそういう形で免許しているわけでございます。これは別に三十一メートルのところならば、三十一メートルをこえるところならば、永久にそこにマイクロウェーブの設定を許すとか、いわば空中における路線権を許すといううなものではございまして、要するに、その周波数を使えるという形で免許しているわけでございますので、特に公共性の強い場合だけに、特に公共性の強い場合だけに、それに障害を与えるような建築物の建築にあたりまして、まあ必要最小限度の余裕を与えてもらうといううな形でつくつてあるのだから、この点につきましては、十分に使用者側、まあ電波の使用側側の意見をわれわれは十分徴しております。

○白井勇君 ただ、私、ほかのものをちょっと調べてみますと、たとえば電波に関する臨時措置に関する法律を土台に、電気工作物規程といううな規程があるのですね。その六十八条四号に、たとえば高圧電線を一応布設をいたしますと、そうしますと、そのあとから出る施設は、たとえば上のほうでありますれば二メートル以上とか、あるいは横であるとか、あるいは下のほうであれば一メートルとか、そういう距離を置かなければ施設できないのですね。だから、どこまでも、既設のものというものは、そういう意味合いにおいて保護されているわけですよ。ところが、電波伝搬路も私、同じことではないかと思うのです。やっぱりこれはお役所で一応免許を与えた一つの道なわけです。それが、今度また都合によって、建築物が無制限になつたからといって、何らの、あとから出るものが最優先になつて、その伝搬路というものが支障を来すということ、これはちょっと、法律的に私はむずかしいことはわかりませんけれども、常識的にどうも既設のものに對するいま申し上げた一つの例なんかから申しましても、どうもこれはおかしいじゃないかという気がするのですが、これはどうなんですかね。

○政府委員(宮川岸雄吉) ただいまの電気関係のものにつきましては、いま申し上げたことはつきりしたことを――元になつてはつきりしたことを――申し上げかねますが、ただいまの御指摘の点は、あくまで危険防止ということのために、その高圧線の下にもし建

物が建つという場合においては、その間に、ある間隔を離さなければならぬ、こういうことであらうかと思うのであります。したがって、その間にあります土地所有者とその高圧線の施設者との間に、どういふ契約関係があるかわかりませんが、別に建ててはならぬ、高圧線の下にある土地に建築物を建ててはならぬというところがあるのではなくて、建てる場合には、それによります契約によつて建てるのであります。ただ、もしその下に建てる場合においては、人命の安全といひますか、火災その他の危険防止のために、そういう制限がある、こういうふうに見られるわけでありまして、

○白井勇君 ですからね、いまの私、例を引きました電波とか、そういう危険防止、もちろんあると思うのです。ですけれども、既設の高圧電線を、おまえのほうはけしからぬから移さないでよ、こういうことは言っていないわけですよ。既設のものは既設のもので、どこまでも最優先は認められていて、その高圧線を他の方向に変えるとか、あるいは位置を変えるということはしないのです。それはそのままとして、一定の間隔を置いて施設をしなければならぬ、こういう制限を、あとから施設をするものは受けるわけですよ。今度は逆なんです。建築物は最優先であつて、おまえの伝搬路を変えなさいと、こういう法律なんです。しかもその場合に、先ほどお話しのとおりは、何ら賠償金も出さない、経費の負担もしない、こういう考え方は、私はおかしいんじゃないかと思うんです。

○政府委員(宮川岸雄吉) 電波の場合

におきましては、電波の通路の下にありましますところの土地の所有権というものの対して実害を与えない形で伝搬路が設定されているわけでございます。したがって、ただ実害がないという形だけであるんであります。もともとその下の所有権というものは完全にあるわけでございます。このお尋ねの電線の場合等におきましては、その土地所有者との間におきまして、契約等によりましてその上を通してもうるか、場合によれば、その下におけるいろいろな場合、補償をするというようなことは、契約でもってそういう形ができていくんであります。電線路の路線権というように形において、下の土地の所有権を制約しているものではない、こういう考え方に立つておる次第であります。

○白井勇君 まあ、はっきりしませんが、その次に私ちょっとお尋ねしたいと思ふのは、百二条の七の問題です。「重要無線通信の障害防止のための協議」ということになるわけですが、私たちが常識的に考えますと、協議というものはお互いに対等の立場に立つて話し合いをしていく、これが、協議じゃないかと思うんです。この法律の場合におきましては、建築をします者は、二年なり三年を待ちますと自分の思うとおりになるという条件を持つておるわけですね。片一方のほうは、免許人として、二年か三年しか寿命がないわけで、そういう立場に置かれて、一体、協議というものは初めから成り立たないんじゃないかという感じがするんですが、これ、どういふんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 確かに、先生のおっしゃりますように、二年ないし三年という先には、電波の免許人はこの電波の通信路を変更しなければならぬといひますか、建築物のほうは建てることのできるようになるわけでございますけれども、現実の問題としていたしましては、建物に二年間ないし三年間、その建つ間におきまして、いろいろ建てる方の若干の変更によりまして、電波のほうの通路が疎通されるわけでございまして、電波のほうの若干の変更ということによりまして、電波の疎通が完全に保たれる場合もあるわけでございます。それから、かりに、二年ないし三年という間に建築物のほうから何かのことにによりまして、むしろ、電波のほうに、もうちょっと早くどいてもらいたいというような考え方が出る場合もございまして、そういう場合におきましても、いろいろな電波の逃げ方の方法があるわけでございまして、それによりまして、お互いの利害関係というものが、話し合いによりまして、協議によりまして一番合理的な線というものが出来る可能性が非常に多いと思ふんであります。そういう意味合いにおきまして、やはり協議いたしまして、そこでいふ線を見つけて、やはりこういうことは必要でもございまして、また、そういうことがこの法律の一つのねらいとなつておるのでございます。

○白井勇君 どうも私、その点からいふんですけれどもね。「必要な措置に關し協議」をするというけれども、実際、どういふようなことを、具体的に言いますと想像していらつしやるわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 建築物のごく一部に支障を与えるようなものがある場合には、その位置を変えようとか、あるいは電波のほうに若干高いアンテナを立てて通路を逃げるとか、あるいは場合によりましては、その建物の上で反射板というようなものを置かして、もう、あるいは場合によつては、その上にまた中継機をつくらして、あるいは、あるいはごく軽微の場合に、その協に反射板を別に置きまして、それを迂回していくというようなこととか、いろいろなしがたがあると思ふんでございまして、全然協議しないで、ただマイクロウェーブのほうを逃げるということだけをもつて考えますと、無線の免許人のほうにとりまして、非常に高価な損害が与えられる形にもなるわけでございまして、そういうようなことが、また長期間にわたつて、もし工事に必要な期間ということになりますと、二年ないし三年という期間ぎりぎり一ぱい建築物のほうに建てられないというやうなことになるかと思ふのでございまして、そこはやはり協議いたしまして、両方にいふ一つの解決点があるかと、両方にいふ一つの解決点があるかと、こういうことは、いま申し上げましたような経緯からいろいろあると、こういうふうな考えなのでございまして。

○白井勇君 これは協議という一つのかつこうはともつておられますけれども、先ほど申し上げましたように、片一方は二年ないし三年待てばいいのですから、いま例示されたやうなことを、言うことを聞く必要は、建築業者には何もない。建築物を建てる場合に、待てるか待てないかという問題です。ですから、こういう条文だけでは、どうも免許人としては、何ら力になる条項じゃないように私は思ふのです。せめて、こういう協議を認めるならば、たとえて申しますと、必要な措置について政令の定めるところによつて協議すべき旨を定めることができるとか、なんとかいふやうな、政令にある程度、やり方につきまして、あるいは協議内容につきまして譲つておいて、その政令の中に――あなたは経費の關係で、全然補償させるとか弁償させる必要はないと、こうおっしゃいますけれども、せめて、たとえば政令の中に、経費の負担区分とか、何かある程度、免許人に対して援護するやうな条項を羅列して、それだけでどうも、必要なものがあるでしよう。そういうやうな政令に譲つておくやうな面をつくりまして、そこでやはり免許人に対してはバックアップをやるやうな措置を講じておきまさんと、これは協議なんといつても、協議をやるやうな形だけで、協議にならないやうないかというのが、私の考え方、これは私の意見になりますから、ここはよくひとつ御判断を願わなければならぬところじゃないかと私は思ふので、せめて、そういうやうなゆとりを持つておかぬといふかぬじゃないか、こういうふうな思ふのです。

それから、かりに協議がととのわないう場合は、この百二条の七の二で、郵政大臣は必要なあつせんを行なうことができる、と、こう書いてあるのです。こう言つてみても、郵政大臣さんが幾ら出てみても、建築業者は、先ほど申し上げるやうなことで、聞きつけない問題だと私は思ふ。ですから、裁定

というとかた苦しくなるかもしれないが、何か決定を与えるやうな措置が必要じゃないかと思ふのです。私は、鉱業法をちよつと調べてみますと、鉱業法の百条の十四の二ですか、あそこには鉱業権を持つてゐる者が採掘する場合、三十メートルをこしますれば、かつてにやれるわけですが、三十メートル以内ですと、一応その土地の所有者あるいは管理人の承諾が要する。ところが、所有者あるいは管理人が承諾しない、そういう場合においては、しやうがないから、地方の通産局長に一応申請をするわけですね。鉱業権を持つてゐる者が申請をするわけですね。そこで、その申請を受けて、通産局長が決定をする。局長が決定をしますと、それは両者の協議がととのつたものとみなすという規定になつておるわけですね。こういうやうな、せめて順序を踏んでおきまさんと、幾ら郵政大臣だあつせんを行なうものだと言つてみたところで、どうも私も意味がないやうな条文のやうに思ふのです。ここらあたりの感觸はどうなんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この法律をいろいろ考へていきます過程におきまして、私たちもまあ裁定とか仲裁とかいふやうな機関があつたらどうかというやうなことも考へたのでございまして、全体の法律の目的を、重要通信の疎通を途絶させないという観点に立ちまして、つくつたわけでございまして、で、こういう法律の内容によりまして、現実にはそういうやうなケースが非常にひんぱんに起こつてくるというやうな場合には、それならば、それからまた、それが個々の問題につきま

て、何か非常にまあ両方の利害が、経済的な問題で、まっとうからぶつかり合うというようなことが起こるならば、そういうような機関も必要かと思うのでございますけれども、現実にはそういう法律をつくりまして、重要通信路を指定しておきまして、その指定した地域の下に建築物ができてくるというような場合、将来のことは別問題といたしまして、いま直ちにそういうようなケースが非常にたくさん出てくるというように考えなくともいいんじやないかというようにも考えたのでございます。したがって、特に裁定の機関とか仲裁とかいうようなことを考えなかつたのでございますし、また、この問題が、要するに、建物がついて、その間にマイクロウェーブのほうを何らかの措置をする、そういうような一時的な経過の問題として問題が発生してくるわけでありまして、将来にわたつての最終的な利害の対立というような形において、事態の収拾をはからなければならぬというように筋合いのものでもないものと考えまして、裁定とか、そういうようなことを考えないで、この法律でやっていくのではなからうか、こういうように考えたのでございます。

○白井勇君 これは私の意見になりますけれども、先ほど申し上げたように、せっかくこの「協議」という項目を設けたのですから、その一につきましては、先ほど申し上げたように、政令や何かにある程度免許人をバックでできるような条項をつくること、それから二つの点につきましては、私はこう思うのです。私は、やっぱりこれは、郵政大臣が一応そこで、先ほど申しま

した鉱業法なんかの場合、通産局長が一応の決定をする。それが協議として取り扱われるというように、そういうやり方体制にしておく必要があるのではなからうか。郵政大臣が決定をする、決定をすれば、それは両者が従わなければならないとか、だから、そういう問題になりますれば、郵政大臣一存でもいけませんでしようから、やはりそのことだけにつきましては、建設大臣と協議するとかいうような必要があるんではなからうか。そうしないといふと、この協議というものは、ただ

かつかうはあるけれども、免許人が正しく主張できるような条件は少しも与えられていないものではないかという感じが私はするわけでありまして、これは私の意見です。そこで、私はいつまでも、一体、この法案の効果とて、考えてみたのですがね。なほ、これはもつと前に、こういうようなことにつきましてのいわゆる電波の伝搬路というようにものを確保し、保障するような法的措置というものを考えていなければならぬものではないかというようにも考えているものではないか。今度こういう法案ができて、二年なり三年というものが、まあ現在免許を受けている者が猶予期間を与えられ、それだけの法案ですね、これは、そのほかに何か意義がございまして、か。○政府委員(宮川岸雄君) この法律自体といましては、先生のおっしゃるような、免許人のほうが二年ないし三年間の猶予期間を持つてということでございます。それ以外にないかという御質問でございますが、法律でございいますから目的ははっきりしております

して、それ以外の目的は、いまのとこ、われわれとしてはこの法律には持たしておらないのであります。

○白井勇君 私、これは最後に大臣の御意見を承っておきたいと思うのですがね。私の見る限りにおきましては、この法案で、いま申し上げたように、ただ免許人は二年三年、障害を受ける期間が延長されただけの話である。いまの事務局長のお話によりますと、一切がついに自分の責任、自分の負担において施設を要えなければいかなる案ですね。ただ二年、三年期間があるというにすぎない法案です。そして、もつて基本的には、建物というものは、これは伝搬路に優先するものであると、こういうのはつきりした考え方をもち、将来というものはいいものであるか悪いものであるか、これからいわゆる電波時代というようにものを迎えて、いわゆる伝搬路というものが何ものにも優先をしなければならぬ場面というものが必ず私に起こってくるだろう、こう思うわけです。そうしますと、これは確かにいままで何もありません、これは二年、三年命が延びるわけですから、これは決して無意味な法案であるとは思いませんけれども、しかし、こういうもので満足していつていいものであるか。むしろ、やはりもつと基本的には、この伝搬路というようにものを確保し、あるいは保障するような、いわゆる空の交通整理をするような法律というようにものを制定する必要があるのではないかという感じがするのです。これに對しまして、大臣の御意見いかがですか。

○国務大臣(古池信三君) 先ほど来の御意見は、非常に私、ごもつともな点が多々あるものとお考えを拝聴しておつたのであります。まあ元来、この法律の全般のたてまえとしまして、今日これは日本ばかりではないと思ひますが、非常に所有権というものを尊重しておるたてまえがあると思うのであります。ただし、所有権も絶対のものではない、公共の福祉のためにはこれを制限することができるといふことは、もとより憲法の規定の定めるところでありますけれども、やはり何と申しても所有権は強い、そして、それを他の公共目的のために制限するのだ、こういうふうな立場に立ってきておるようには私は考えておるのであります。今回の場合にしまして、その所有権に基づいて土地の上に建築をする、そのほうの権利が、従来の法律觀念からいって、非常に強く出ておりました。これを公共目的のために制限するといふ場合は、やはり制限するほうが、どちらかといへば、狭い範囲において、できるだけ狭く制限しよう、こういうふうな觀念が私はあると思うのです。しかし、社会情勢は、技術の進歩発達とともに非常に公共的な問題が多くなつてきました。したがって、従来に比べますと、所有権に対する公共の目的による制限というものは、おいおいに強くなつていくものと私は考えます。しかし、いまの段階においては、やはりこの程度の制限がまず普通に適当と認められるものではなからうか。先ほど御引用になりましたように、建築主に対して二年ないし三年の猶予期間を置く、こういうことになりましたが、もし期間を置かないで、協議がととのわな

ければ、いつまでたつても建築ができないという規定にかりにいたしますならば、なるほど、無線関係の電波の割当を受けた、免許を受けた側の立場からいへば、非常に強くなると思ひますが、また一方、建築主のほうからいへば、たとえ公共目的のためとはいはなから、非常に大きな負担を、あるいは犠牲を課されるということになつて、問題はその間の調和を、どの辺に線を引くかということであらうと思ひます。そこで、遠い将来は別といたしまして、ただいまの時点においては、まずこの程度の制限をすることが、両者の立場から見て大体において妥協なところではなからうか、こういう観点から、この法律を立案したわけでございます。社会的な考え方においては、変わつてまいりまして、もつと厳格に所有権あるいは所有権に基づく物権等について制限を強化すべきであるといふ社会思想が盛んになってくれば、またそれに應じてこの法律の改正その他も考えるべきであらう、こう思つております。大体この法律の趣旨等につきましては、当初に御説明申し上げましたが、根本的な考え方としては、いま私が答え申し上げましたようなふうなふうに考えております。

○白井勇君 私も、大臣のおっしゃるとおり、この法案は、決して無意味だと思ひないのです。ただ私がお尋ねしておるのは、将来の問題です。いわゆる土地なり所有権というものは、いまみたいなふうにはこの天井、宇宙が無制限に開発をされていくようなことをだれも考えていなかったと思ひます。地下はある程度いろいろな面から対策を講ぜられておつたと思うのですが、もう

願 請願者 北海道夕張市富岡四 鈴木洋子外三百六十名 紹介議員 永岡 光治君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六五四号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願 請願者 北海道空知郡南樺町八 号市街 池田松男外二 百六十一名 紹介議員 野上 元君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	一名 紹介議員 野々山一三君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(二通) 請願者 新潟県新発田市大字五 十公野 渡辺久子外四 百九名 紹介議員 光村 基助君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	紹介議員 林 虎雄君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。
第一六五十一号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願 請願者 北海道津市標津町字 開場 中本徳次郎外二 百四十一名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六五五号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(二通) 請願者 新潟市下所島二〇三 谷口喝一外千七百十一 名 紹介議員 小柳 勇君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六五九号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(六通) 請願者 北海道上川郡神楽町字 西神楽中央九区一五号 柳沢清光外千二百五名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六六四号 昭和三十九年四月四 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(二通) 請願者 新潟県西頸城郡能生町 溝尾 市川栄一外八百 四十一名 紹介議員 瀬谷 英行君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六六八号 昭和三十九年四月四 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(三通) 請願者 新潟県南蒲原郡中之島 村中条 久住由太郎外 九百五十九名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。
第一六五二号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願 請願者 新潟市関屋金衛町一丁 目 川井八郎外二百六 十九名 紹介議員 杉山善太郎君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六五六号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(二通) 請願者 新潟県北蒲原郡中条町 古田セサ外九百一名 紹介議員 瀬谷 英行君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六六〇号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(十通) 請願者 新潟市相生町二、四五 九 栗林リツ外三千百 四十八名 紹介議員 横川 正市君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六六五号 昭和三十九年四月四 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(三通) 請願者 群馬県吾妻郡嬉野村大 字大笹三三一 黒岩義 夫外九百十七名 紹介議員 野々山一三君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六六九号 昭和三十九年四月四 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(四通) 請願者 新潟県西津市湊町四ノ 一〇七 中村正市外千 六百七十五名 紹介議員 柴谷 要君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。
第一六五三号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願 請願者 新潟県西蒲原郡分水町 地藏堂 山宮ケイ子外 七百十名 紹介議員 柴谷 要君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六五七号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(二通) 請願者 群馬県新田郡敷塚本町 大字敷塚一、六六五 奥野一太郎外七百三十 じである。	第一六六三号 昭和三十九年四月三 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(二通) 請願者 宮城県仙台市南小泉字 一本杉三六ノ二九 大 内信広外六百三十四名 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六七〇号 昭和三十九年四月四 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(二通) 請願者 宮城県仙台市南小泉字 一本杉三六ノ二九 大 内信広外六百三十四名 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。	第一六七〇号 昭和三十九年四月四 日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請 願(二通) 請願者 宮城県仙台市南小泉字 一本杉三六ノ二九 大 内信広外六百三十四名 この請願の趣旨は、第一二九五号と同 じである。

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（五通）

請願者 群馬県桐生市清瀬町

一、二二九 糟谷広衛
外千四百八十八名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第一六八八号 昭和三十九年四月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道常呂郡佐呂間町

幸町 島沢末吉外百六十九名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一六八九号 昭和三十九年四月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（二通）

請願者 宮城県仙台市原町南目

字二軒茶屋南一三六
加藤達外四百三十八名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一六九〇号 昭和三十九年四月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（三通）

請願者 新潟県北蒲原郡中条町

佐藤千代子外千五百三十二名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一六九一号 昭和三十九年四月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（五通）

請願者 群馬県渋川市金井三一

一 根岸一男外千四百九十七名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一六九二号 昭和三十九年四月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（六通）

請願者 茨城県稲敷郡桜川村古

渡 諸岡長正外二千七十四名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一六九三号 昭和三十九年四月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（七通）

請願者 宮城県仙台市郡山字町

五八 萩野孝夫外二千九百九十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一六九四号 昭和三十九年四月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市栄町六三

今田治夫外千五百七十七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七二七号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道小樽市蘭島町二

〇二 吉村与平外百五十五名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七二八号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 秋田県平鹿郡平鹿町浅

舞 高橋重一郎外二百六十九名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七二九号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 群馬県勢多郡黒保根村

大字下田沢九八六 尾

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七三〇号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 新潟県新津市小戸下組

小林高助外二千八百八十七名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七三二号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道苫前郡苫前町市

街 前田隆外千五百八十六名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七三三号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 宮城県仙台市原ノ町小

田原元天神二二一〇二 只野文子外四百八十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七三六号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町

江崎崎三、二二三 佐本三郎外三千二百九十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七三九号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 新潟県市窪田町六 佐藤

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

かず外千二百七十九名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七二四号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道虻田郡虻田町本

町 高田等外千六百六十七名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七二五号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市六供三一

羽鳥四郎外三千三百三十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七二六号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町

江崎崎三、二二三 佐本三郎外三千二百九十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七二七号 昭和三十九年四月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 新潟県市窪田町六 佐藤

紹介議員 田中 一君

第一七四八号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 埼玉県大里郡妻沼町 一、四六一 田中第一 外二百四十名 紹介議員 野々山一三君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七四九号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通) 請願者 北海道白糠郡白糠町庶路 塚本英男外四百三十一名 紹介議員 小柳 勇君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七五〇号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通) 請願者 宮城県仙台市原町若竹樋下中一九 小野寺清哉外二百九十七名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七五二号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通) 請願者 北海道静内郡静内町吉野町 広奥晶外千二百六十名 紹介議員 千葉 信君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七五三号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通) 請願者 新潟県村上市大字岩船菅原孝治郎外千九百九名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七五四号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通) 請願者 群馬県群馬郡倉前村三ノ倉 清水谷四郎外千四百八十二名 紹介議員 横川 正市君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七五五号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通) 請願者 新潟県南蒲原郡下田村鹿峠 近藤伴治外八百	郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通) 請願者 北海道常呂郡佐呂間町宮前町 小松六三郎外千八百六十一名 紹介議員 柳岡 秋夫君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七五六号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通) 請願者 北海道上川郡神楽町西神楽 結城管義外千二百六十一名 紹介議員 野上 元君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七五七号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通) 請願者 北海道常呂郡佐呂間町宮前町 八田茂子外千二百三十七名 紹介議員 鈴木 強君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七五八号 昭和三十九年四月八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(七通) 請願者 新潟県西蒲原郡黒崎村鳥原 池芳江外千九百二十名 紹介議員 林 虎雄君	第一七八〇号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 北海道茅部郡砂原村字四軒町 長谷部実外百十五名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七八二号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 群馬県太田市成家一、〇七〇 峯岸よし子外三百名 紹介議員 野々山一三君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七八三号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 宮城県仙台市長町字越路三ノ一〇 木幡雅宜外四百三名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七八四号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通) 請願者 新潟県村上市大字吉浦片野茂外千八百一名 紹介議員 林 虎雄君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七八五号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通) 請願者 群馬県群馬郡群馬町金古 松本重雄外千三百四十九名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七八六号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通) 請願者 新潟県加茂市大字加茂一、四五九 青木清一郎外千五百四名 紹介議員 鈴木 強君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七八七号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 新潟県南蒲原郡下田村鹿峠 近藤伴治外八百	第一七八八号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 宮城県仙台市長町字越路三ノ一〇 木幡雅宜外四百三名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七八九号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 新潟県加茂市大字加茂一、四五九 青木清一郎外千五百四名 紹介議員 鈴木 強君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第一七九〇号 昭和三十九年四月九日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 新潟県南蒲原郡下田村鹿峠 近藤伴治外八百
--	---	---	---	---	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---	--	---	--	--	---	--

第一七八七号 昭和三十九年四月九日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（五通）
請願者 新潟県佐渡郡真野町
新町 高野行雄外千八百六十二名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七八八号 三十九年四月九日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（六通）
請願者 北海道帯広市上帯広町
石川三太郎外千六百五十名

紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七八九号 昭和三十九年四月九日受理
郵便局整備促進法制定に関する請願（七通）
請願者 群馬県碓氷郡松井田町
新井上原福太郎外千四百八十八名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七九〇号 昭和三十九年四月九日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（九通）
請願者 新潟県高田市大町四ノ
一五七 須藤英一外三

千百二十二名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一七九一号 昭和三十九年四月九日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願（十通）
請願者 新潟県柏崎市恵田太田
偉八外二千二百四十一名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

昭和三十九年四月二十七日印刷

昭和三十九年四月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局